

小林市学校給食センター給食配送・回収業務委託仕様書

令和7年5月

小林市教育部
スポーツ振興課

小林市学校給食センター給食配送・回収業務委託仕様書

小林学校給食センター・小林東方学校給食センター・野尻学校給食センターの3給食センター（以下「各給食センター」という。）の学校給食配送・回収業務を委託するにあたり、その仕様を以下のとおり定める。

1 総則

- （ア） 各給食センターに係る給食配送・回収業務の受託者（以下「受託者」という。）は、この仕様書に従って業務を行うものとする。
- （イ） この仕様書は、業務の大要を示すものであり、各給食センターが必要とする軽微な作業については、この仕様書に示されていない事項であっても、各給食センターとの協議により契約金額の範囲内で行うものとする。
- （ウ） 受託者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を得ているものとする。
- （エ） 受託者は、本業務が学校教育施設に関連した公共性を有するものであることを認識し、「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、各給食センターの学校給食の円滑な実施に協力するものとする。

- 2 履行場所 小林学校給食センター（小林市南西方 2011 番地 1）
 小林東方学校給食センター（小林市東方 134 番地 3）
 野尻学校給食センター（小林市野尻町紙屋 4055 番地）

- 3 業務期間 令和7年8月1日から令和9年7月 31 日までの2年間

4 習熟期間

習熟期間とは、令和7年7月 15 日から令和7年7月 31 日までをいい、下記の事項を実施するものとする。

- （ア） 受託者は、各給食センターとの協議により、契約締結後、業務開始日までに業務を履行する上で必要な事項について習熟すること。なお、契約締結後速やかに習熟期間業務計画書（様式1）を、実施後においては習熟期間業務報告書（様式1）を提出すること。
- （イ） 受託者は、期間内に本業務の遂行に当たり、必要な車両の改造及び人員の確保などの準備はもちろんのこと、事前に試験走行の実施、学校内の通路・配膳室の確認及び各給食センターとの調整などを十分に行うこと。
- （ウ） （ア）（イ）を行う場合、受託者は、自己の負担と責任において行うこと。
- （エ） （イ）を行う場合、各給食センターは受託者にその機会を提供するものとする。

5 業務日及び業務時間

- (ア) 業務日とは、給食を実施する日において受託者が業務に従事する日とする。
- (イ) 各給食センターの業務日は、別表 1 のとおりとする。ただし、令和8年度及び令和9年度については、各年度前に別表 1 を作成し提示する。なお、長期休業中の受託者の必要とする業務日については、各給食センターへ届け出るものとする。(様式2)
- (ウ) 各給食センターの業務時間は、以下のとおりとする。
 - 小林学校給食センター 午前9時から午後4時まで
 - 小林東方学校給食センター 午前8時 30 分から午後4時まで
 - 野尻学校給食センター 午前9時から午後4時まで

6 業務内容

配缶済みのコンテナを配送対象校(以下「学校」という。)へ配送及び回収するため、次に掲げる事項を行う。

- (ア) 配送順番どおりのコンテナかどうかを確認すること。
- (イ) 確認後、コンテナを各給食センターから学校受配施設まで配送すること。
- (ウ) 給食終了後、学校受配室から使用済みの食器、食缶等が格納されたコンテナを各給食センターまで回収すること。
- (エ) コンテナの配送や回収の際、汁物等がこぼれないよう特に注意を払い、汚れた場合は直ちに洗浄・消毒すること。
- (オ) 車両本体、プラットフォーム及び休憩室は毎日1回以上清掃を行うこと。
- (カ) 配送車両(以下「車両」という。)は、常に清潔を保ち、荷台内部は、清掃及び逆性石鹼の噴霧又は塗布による消毒等を毎日実施すること。なお、車両には清掃用具・消毒薬品等を常備しておくこと。
- (キ) 始業点検簿や終業点検簿等の各種報告書を作成し、毎週各給食センターへ提出すること。
- (ク) 各給食センターと学校との文書の收受を行うこと。
- (ケ) 1 日の配送計画・回収計画及び距離は別表2、別表3、別表4のとおりとする。
- (コ) その他各給食センターが指示する事項を行うこと。

7 受託者の遵守事項

- (ア) 運転手等(以下「業務従事者」という。)には、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取り扱いができるように指導すること。なお、病欠、欠勤等による業務遅滞が発生しないよう代替業務従事者を選定しておくこと。
- (イ) 業務従事者の中から、責任者を 1 名選任し、業務の円滑な実施について、各給食センターとの連絡調整や業務従事者に対する指導監督を行わせること。
- (ウ) 責任者及び代替業務従事者を含む業務従事者に関する名簿を各給食センターに提出し、変更のある場合にはその都度届け出ること(様式3・様式4)。
- (エ) 非常時に備え、携帯電話等の即時対応が可能な方法により連絡体制を整えること。
- (オ) (ウ)の業務従事者は、受託者の負担において健康診断(学期ごとに 1 回以上)を実施し、その結果を提出すること(様式5)。また、毎月2回以上の検便検査を行うこと。なお、検便検査

は各給食センターが指定する日・検査機関で実施することとし、検査の都度、検査結果を各給食センターに提出すること(様式6)。なお、検便検査で陽性反応の出た業務従事者については、本業務に従事させてはならない。

(カ) コンテナの受取り及び回収したコンテナの受渡しは、調理業務者と連携し、丁寧に取扱うものとする。

(キ) 翌月初めに前月分の業務完了報告書(様式8)をスポーツ振興課へ提出すること。

8 業務従事者の遵守事項

(ア) 1日ごとに業務開始前及び終了後に車両の点検及び業務連絡を行うこと。

(イ) 業務従事者は、常に食品の運搬に適した清潔な服装(白衣、帽子、マスク)をし、名札等を着用すること。

(ウ) 配送・回収途上において、学校及び各給食センターへの予定到着時刻に遅れる事由が発生した場合などは、速やかに該当する各給食センターに連絡し、適切な対応をすること。

(エ) 業務従事者は、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。特に、学校敷地内及び通学路においては、児童及び生徒に最大限の注意を払い事故防止に努めること。

(オ) 事故報告、事故時の対応については、事故報告書(様式7)により速やかに該当する給食センターに連絡し処理するものとする。また、その後の対応として運転手教育や研修を実施しなければならない。

9 学校所在地及びコンテナ

対象校の所在地、コンテナ数、配食数、コンテナサイズは別表5のとおりとする。

10 車両等

(ア) 車両は、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた車両とする。

(イ) 車両は、受託者の保有車両(リース車を含む。)を使用するものとし、運行に要する一切の経費を負担すること。

(ウ) 車両は、各給食センター専用車両とし、他の業務に転用しないこと。ただし、小林市教育委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

(エ) 車両が事故・故障など不測の事態に陥ったときは、代替の車両で対応できるよう体制を整えること。

11 車両の仕様

(ア) コンテナを6基積載可能な積載能力2t以上の車両計7台(内訳:小林学校給食センター3台・小林東方学校給食センター3台・野尻学校給食センター1台)とする。

(イ) 荷台のボディは、バンボディとし、内装は学校給食配送における安全性・衛生面に十分に配慮したものとする。また、荷台内部にはコンテナに合わせたコンテナのストッパーを取付けること。

- (ウ) 荷台のボディの高さは、各給食センター及び配送対象校のプラットフォームと同じ高さとなるよう調整すること。
- (エ) ボディの両サイドには小林市及び各給食センター名の表示をすること。

12 その他

- (ア) 業務の実施に当たっては、市民等に不信感を抱かせることのないよう十分留意すること。
- (イ) 該当する給食センターが必要と認めた場合には、各種資料の提出を求め、又は、立入検査等を実施するものとする。
- (ウ) この仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には両方で協議するものとする。

小林市学校給食センター実施計画表

別表1 業務日

小林学校給食センター

年度	給食実施予定回数	備 考
令和7年度	135 回	
令和8年度	年度前に示す	
令和9年度	〃	

小林東方学校給食センター

年度	給食実施予定回数	備 考
令和7年度	135 回	
令和8年度	年度前に示す	
令和9年度	〃	

野尻学校給食センター

年度	給食実施予定回数	備 考
令和7年度	135 回	
令和8年度	年度前に示す	
令和9年度	〃	

別表2 配送計画(配送到着時刻)

※ 学校行事等により変更される場合あり。(変更行程表作成)

小林学校給食センター

番号	対 象 校	配送到着時刻
1	小林中学校	11:45
2	三松中学校	11:45
3	細野中学校	10:55
4	西小林中学校	10:55
5	永久津中学校	11:15
6	東方中学校	11:30
7	小林こすもす支援学校中学部	11:30
8	小林こすもす支援学校高等部及び 小学部高学年	11:00

小林東方学校給食センター

番号	対 象 校	配送到着時刻 (食器)	配送到着時刻 (食缶)
1	小林小学校	9:00	11:00
2	南小学校	9:05	11:35
3	細野小学校	9:20	11:45
4	西小林小学校	9:20	11:35
5	東方小学校	9:40	11:00
6	小林こすもす支援学校小学部		
7	永久津小学校	9:15	11:15
8	三松小学校	9:00	11:05
9	幸ヶ丘小学校	-	11:50
10	須木小学校	-	11:35
11	須木中学校	-	11:45

野尻学校給食センター

番号	対 象 校	配送到着時刻
1	紙屋中学校	10:42
2	紙屋小学校	10:50
3	野尻小学校	11:18
4	野尻中学校	11:26
5	栗須小学校	11:35

別表3 回収計画

※ 学校行事等により変更される場合あり。(変更行程表作成)

小林学校給食センター

番号	対 象 校	食器等回収時刻
1	小林中学校	14:15
2	三松中学校	14:25
3	細野中学校	13:30
4	西小林中学校	13:25
5	永久津中学校	13:45
6	東方中学校	14:00
7	小林こすもす支援学校中学部	14:00
8	小林こすもす支援学校高等部 及び小学校高学年	13:30

小林東方学校給食センター

番号	対 象 校	食器等回収時刻
1	小林小学校	13:45
2	南小学校	14:35
3	細野小学校	14:25
4	西小林小学校	13:45
5	東方小学校	13:50
6	小林こすもす支援学校小学部	
7	永久津小学校	14:05
8	三松小学校	14:20
9	幸ヶ丘小学校	13:30
10	須木小学校	13:20
11	須木中学校	13:30

野尻学校給食センター

番号	対 象 校	食器等回収時刻
1	栗須小学校	13:15
2	野尻中学校	13:24
3	野尻小学校	13:32
4	紙屋小学校	14:00
5	紙屋中学校	14:08

別表4 距離

小林学校給食センター

番号	対 象 校	距離(km)
1	小林中学校	1.9
2	三松中学校	5.9
3	細野中学校	4.9
4	西小林中学校	5.1
5	永久津中学校	4.3
6	東方中学校	6.9
7	小林こすもす支援学校中学部	6.9
8	小林こすもす支援学校高等部 及び小学部高学年	2.7

小林東方学校給食センター

番号	対 象 校	距離(km)
1	小林小学校	3.7
2	永久津小学校	5.4
3	三松小学校	5.8
4	細野小学校	6.9
5	東方小学校	0.5
6	小林こすもす支援学校小学部	0.5
7	南小学校	4.9
8	西小林小学校	10.9
9	幸ヶ丘小学校	11.6
10	須木小学校	12.6
11	須木中学校	13.2

野尻学校給食センター

番号	対 象 校	距離(km)
1	紙屋中学校	3.0
2	紙屋小学校	2.8
3	野尻小学校	6.0
4	野尻中学校	8.0
5	栗須小学校	10.5

別表 5 対象校（配食数は令和7年4月1日現在）

小林学校給食センター

番号	対 象 校	所在地	コンテナ数	配食数	コンテナサイズ
1	小林中学校	小林市細野 565 番地 5	6	454	1,450 × 900 × 1,660
2	三松中学校	小林市堤 2331 番地 3	3	236	〃
3	細野中学校	小林市細野 4374 番地	3	142	〃
4	西小林中学校	小林市南西方 6149 番地	2	90	〃
5	永久津中学校	小林市北西方 4578 番地	1	41	〃
6	東方中学校	小林市東方 3094 番地 2	1	59	〃
7	小林こすもす支援 学校小学部(高学年)	小林市真方 124 番地	1	17	
8	小林こすもす 支援学校高等部			41	〃
9	小林こすもす 支援学校中学部	小林市東方 3094 番地 2	1	41	〃
計			18	1,121	

小林東方学校給食センター

番号	対 象 校	所在地	コンテナ数	配食数	コンテナサイズ
1	小林小学校	小林市細野 184 番地 1	6	513	1,450 × 900 × 1,660
2	永久津小学校	小林市北西方 4440 番地 8	2	68	〃
3	三松小学校	小林市堤 3519 番地	4	487	〃
4	細野小学校	小林市細野 3921 番地	4	260	〃
5	東方小学校	小林市東方 3216 番地	2	130	〃
6	小林こすもす 支援学校小学部	小林市東方 3216 番地		50	〃
7	南小学校	小林市細野 1265 番地	4	311	〃
8	西小林小学校	小林市南西方 6068 番地 1	2	164	〃
9	幸ヶ丘小学校	小林市南西方 7772 番地	1(混載)	24	〃
10	須木小学校	小林市須木下 田 1397 番地 2	1(混載)	37	〃
11	須木中学校	小林市須木中 原 1730 番地	1(混載)	38	〃
計			27	2082	

野尻学校給食センター

番号	対 象 校	所在地 (小林市)	コンテナ数	配食数	コンテナサイズ
1	栗須小学校	野尻町三ヶ野山 4136 番地 1	2	131	1,500 × 820 × 1,320
2	野尻中学校	野尻町東麓 2570 番地 4	2	157	〃
3	野尻小学校	野尻町東麓 25 番地	2	120	〃
4	紙屋小学校	野尻町紙屋 1766 番地 1	2	62	〃
5	紙屋中学校	野尻町紙屋 1754 番地	1	48	〃
計			9	518	

小林市学校給食センター
給食配送・回収業務報告様式集

小林市教育部
スポーツ振興課

(様式 1)

習熟期間業務計画書・報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

(印)

習熟期間における、業務計画書・報告書を作成したので、下記のとおり提出します。

記

年月日	業 務 の 内 容	備 考

(様式 2)

長期休業中業務実施計画書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

長期休業中の業務内容について、下記のとおり届け出ます。

記

1.期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

2.業務内容等

(様式 3)

従事者名簿報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

配送・回収業務に係る従事者について、下記のとおり報告します。

氏 名	性別	年齢	住 所	電 話	免許の種類	経験年数
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年
	男・女					年

注意事項 ○責任者 1 名及び代替従事者を選任すること。

※ 添付書類

- ① 定期健康診断結果報告書の写し(原則 4 か月以内のもの)
- ② 検便検査報告書の写し(従事前 2 週間以内のもの)

(様式 4)

従事者異動報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

配送・回収業務に係る従事者について、下記のとおり異動が生じたので報告します。

記

	氏 名	性別	年 齢	住 所	電 話	免許の種類	経験年数
前		男・女					年
後		男・女					年
前		男・女					年
後		男・女					年
前		男・女					年
後		男・女					年
前		男・女					年
後		男・女					年

※添付書類

- ① 定期健康診断結果報告書の写し(原則 4 か月以内のもの)
- ② 検便検査報告書の写し(従事前 2 週間以内のもの)

(様式 5)

定期健康診断報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

このことについて、学校給食配送・回収業務従事者の健康診断実施結果を下記のとおり報告します。
記

1.受診結果

職 名	従事者氏名	受診日	異常の有無

(様式6)

検便検査報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

このことについて、学校給食配送・回収業務従事者の検便検査結果を下記のとおり報告します。

記

1.受診結果

職 名	従事者氏名	検査日	異常の有無

(様式 7)

事故報告書

年 月 日

〇〇学校給食センター所長 あて

受託会社

印

下記のとおり 事故が発生したので、報告します。

記

1. 日 時
2. 場 所
3. 事故の種類
4. 原 因

5.発生状況及び事故の程度

6.事故の処理状況

* 添付書類:発生状況の写真(カラー数枚)・位置地図
報告書は、事故発生後速やかにセンターへ提出ください。

(様式 8)

業務完了報告書

年 月 日

スポーツ振興課長 へ

受託会社

印

下記のとおり 月分の業務を完了したのでお届けします。

記

- | | | | |
|------------|----------------------|----------|---|
| 1. 業 務 名 | 小林市学校給食センター給食配送・回収業務 | | |
| 2. 調理業務実施日 | 月 日()から | 月 日()まで | |
| | 小林学校給食センター | 計 | 回 |
| | 小林東方学校給食センター | 計 | 回 |
| | 野尻学校給食センター | 計 | 回 |